

今日の空 明日の風

その5 ~動き始めた地域~

上田 晴男

介護保険制度の改正を受けて4月から各地に地域包括支援センターが設置されています。高齢者虐待防止法施行への対応等、権利擁護の取り組みに対する役割と期待は大きいと言えます。しかし、実情はなかなか難しいようで、介護予防への取り組みに忙殺され、総合相談や権利擁護への体制作り等はなかなか進まず担当者も不安なようです。

こうした状況の中で、芦屋市では「高齢者権利擁護委員会」を設置しました。これは在宅介護支援センター等が中心になって進めてきた「地域ケア会議」等の中で行われた「地域生活高齢者の権利擁護に関するアンケート調査報告書」で提起されて具体化したものです。

設置要綱の第1条では、「高齢者虐待の防止策及びその他の権利侵害を受けている高齢者の権利を守るための支援策の検討を行うため」に設置するとされています。具体的な役割として、以下のことが挙げられています。

権利擁護ガイドラインの作成

高齢者虐待事例における立ち入り調査の検討

成年後見制度の利用又は財産管理を必要とする事例に対する助言

権利擁護における調査研究

芦屋市地域ケア会議への提言及び提案

芦屋市地域包括支援センターに対する権利擁護に関する技術的助言

その他権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援

これらの内容をすすめるために「権利擁護システムの検討」と「権利擁護ガイドライン作成」の二つのプロジェクトチームと地域ケア会議のケアマネジメント部会への参加等を行うワーキングチームを設定しています。PASネットからは私と谷村弁護士が参加させていただいています。具体的な取組はこれからですが、新たな地域での展開になりそうです。

一方、尼崎市でも地域福祉計画の重点課題として権利擁護ネットワーク構築を位置付けていることから何らかの形で具体的な取り組みを図ろうと努力されているようです。

こうした地域での動きは、権利擁護という課題に取り組む必要性を、ようやく地域が感じてきたこと、高齢者虐待防止法等の法整備が進んできたこと、地域包括支援センター等の相談支援の拠点が確保されてきたこと等が挙げられます。しかし、実践はこれからの状態です。厳しい状況ですが、こうした動きを支える人材の確保とつながり育てることがPASネットの役割でもあると考えています。

< 事例検討会資料 >

専門職比較一覧表

	弁護士	司法書士	行政書士	社会福祉士
成年後見申立 手続き	○(代理) 申立人に代わって ひとりでOK	△(代行) 申立人と一緒に行く	×	×
審判前の保全 処分	○	△	×	×
債務整理の 手続き	○	△(140万円以下な ら○。また、本人と 一緒に行くならOK)	×(債務の調査や、 合意書の作成、助 言はできる)	×
財産管理	○	△(140万円以下な ら○。また、本人と 一緒に行くならOK)	×	×
任意後見の 手続き	○	△	○	×
訴訟	○	△(140万円以下な ら○。また、本人と 一緒に行くならOK)	×	×
その他		司法関係に出す書 類の作成をします	公官庁など行政に 出す書類の作成をし ます(例えば、養子 縁組など)	

(PASネット作成)

弁護士法第72条・・・弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。